

市第45号議案

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「9歳」を「12歳」に改める。

第4条第1項中「相当する額」の次に「（対象小児のうちの幼児等（以下「対象幼児等」という。）（その保護者が次項各号に定める所得のあった年の翌年の1月1日において日本国内に住所を有し、当該所得について地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。）が課されていない場合を除く。）が9歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に医療を受ける場合（入院の場合を除く。）には、医療取扱機関（薬局を除く。）ごとに医療を受ける場合1回につき500円（当該自己負担額が500円未満である場合にあつては、当該自己負担額に相当する額）を控除した額。以下同じ。）」を加え、同項第1号中「幼児等（以下「対象幼児等」という。）」を「対象幼

児等」に改め、同条第 2 項第 1 号中「ケまで」を「シまで」に改め、同号ケ中「同日以後の最初の 3 月 31 日」を「10 歳に達する日の属する月の末日」に改め、同号に次のように加える。

コ 対象幼児等が 10 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 11 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、10 歳に達する日の翌日

サ 対象幼児等が 11 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 12 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、11 歳に達する日の翌日

シ 対象幼児等が 12 歳に達する日の属する月の翌月の初日から同日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるときは、12 歳に達する日の翌日

第 4 条第 3 項中「クまで」を「サまで」に、「同号ケ」を「同号シ」に改め、同項第 9 号中「同日以後の最初の 3 月 31 日」を「10 歳に達する日の属する月の末日」に改め、同項に次の 3 号を加える。

(10) 10 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 11 歳に達する日の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、10 歳に達する日の翌日

(11) 11 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 12 歳に達する日の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、11 歳に達する日の翌日

(12) 12 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から同日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある対象幼児等については、12 歳に達する日の翌日

第 2 条 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「次項各号」を「次項」に改め、同条第 2 項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「医療取扱機関において医療を受けた日が 1 月から 7 月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前々年の、8 月から 12 月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前年の」に改め、同項各号及び同条第 3 項を削り、同条中第 4 項を第 3 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は公布の日から、第 2 条及び附則第 5 項の規定は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 1 条の規定による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例の規定に基づく医療証の交付の申請の手続その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、同条の規定の施行の日前においても行うことができる。
- 3 第 2 条の規定による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例の規定に基づく医療証の交付の申請の手続その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、同条の規定の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 第 1 条の規定による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する

条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に対象幼児等が受けた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に対象幼児等が受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

- 5 第 2 条の規定による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に対象小児が受けた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に対象小児が受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

提 案 理 由

幼児等の医療費助成の対象年齢の引上げを図るとともに、一部負担金制度を導入し、及び医療証の交付に係る手続を変更するため、横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市小児の医療費助成に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

第1条関係

（定義）

第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるもの（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は修了する日の属する月の末日（中学校等を卒業する日又は修了する日の属する月の末日に入院している場合で、当該入院が同日以後継続するときは、当該入院が終了した日。ただし、当該卒業する日若しくは修了する日の属する月の末日又は当該入院が終了した日が、18歳に達する日の属する月の末日を経過するときは、18歳に達する日の属する月の末日）までの間にある者をいい、小児を次のように分ける。

（第1号省略）

- (2) 幼児等 $\frac{12\text{歳}}{9\text{歳}}$ に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳児以外の者

（第3号及び第2項から第5項まで省略）

（医療費の助成）

第4条 横浜市は、対象小児が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する次に掲げる費用（食事療養に係る費用を除く。）のうち、当該対象小児の保護者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額 （対象小児の

うちの幼児等（以下「対象幼児等」という。）（その保護者が次項各号に定める所得のあった年の翌年の1月1日において日本国内に住所を有し、当該所得について地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。）が課されていない場合を除く。）が9歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に医療を受ける場合（入院の場合を除く。）には、医療取扱機関（薬局を除く。）ごとに医療を受ける場合1回につき500円（当該自己負担額が500円未満である場合にあつては、当該自己負担額に相当する額）を控除した額。以下同じ。）を助成する。

- (1) 対象小児のうちの乳児（以下「対象乳児」という。）及び対象幼児等幼児等（以下「対象幼児等」という。）にあつては、医療に係る費用

（第2号省略）

- 2 前項の規定にかかわらず、対象幼児等及び対象児童の保護者に対する助成は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める当該保護者の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に満たない者で当該保護者が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは行わない。

- (1) 対象幼児等の保護者に対する助成にあつては、次のアから

シ までに掲げる区分に応じ、それぞれアからシ までに定める日が、1月から6月までの間にある場合はその日の属する年の前々年の所得、7月から12月までの間にある場合はその日の属する年の前年の所得とする。

(アからクまで省略)

ケ 対象幼児等が9歳に達する日の属する月の翌月の初日から10歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは同日以後の最初の3月31日、9歳に達する日の翌日

コ 対象幼児等が10歳に達する日の属する月の翌月の初日から11歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、10歳に達する日の翌日

サ 対象幼児等が11歳に達する日の属する月の翌月の初日から12歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、11歳に達する日の翌日

シ 対象幼児等が12歳に達する日の属する月の翌月の初日から同日以後の最初の3月31日までの間にあるときは、12歳に達する日の翌日

(第2号省略)

- 3 前項第1号の場合において、同号アからサ までに定める日が1月から6月までの間にある対象幼児等又は同 号 シ / 同 号 ケに定める日が4月2日から6月30日までの間にある対象幼児等であって、それらの保護者の前年の所得の額が前々年の所得の額に達しないときは、同号に掲げる所得は、次の各号に掲げる対象幼児等については、当該各号に定める日の属する年の前年の所得とする。

(第 1 号から第 8 号まで省略)

- (9) 9 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 10 歳に達する日
同日以後の最初
の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、9
の 3 月 31 日
歳に達する日の翌日
- (10) 10 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 11 歳に達する日
の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、10
歳に達する日の翌日
- (11) 11 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 12 歳に達する日
の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、11
歳に達する日の翌日
- (12) 12 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から同日以後の最初
の 3 月 31 日までの間にある対象幼児等については、12 歳に達
する日の翌日

(第 4 項省略)

第 2 条 関係

(医療費の助成)

第 4 条 横浜市は、対象小児が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する次に掲げる費用（食事療養に係る費用を除く。）のうち、当該対象小児の保護者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額（対象小児のうちの幼児等（以下「対象幼児等」という。）（その保護者が次項に定める所得のあった年の翌年の 1 月 1 日において日次項各号本国内に住所を有し、当該所得について地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税（特別区が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同法第 5 条第 2 項第

1号に掲げる税を含む。)が課されていない場合を除く。)が9歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に医療を受ける場合(入院の場合を除く。)には、医療取扱機関(薬局を除く。)ごとに医療を受ける場合1回につき500円(当該自己負担額が500円未満である場合にあっては、当該自己負担額に相当する額)を控除した額。以下同じ。)を助成する。

(第1号及び第2号省略)

- 2 前項の規定にかかわらず、対象幼児等及び対象児童の保護者に対する助成は、医療取扱機関において医療を受けた日が1月から7月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年
の前々年の、8月から12月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前年の当該保護者の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に満たない者で当該保護者が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは行わない。

(i) 対象幼児等の保護者に対する助成にあっては、次のアからシまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからシまでに定める
日が、1月から6月までの間にある場合はその日の属する年
の前々年の所得、7月から12月までの間にある場合はその日
の属する年の前年の所得とする。

ア 対象幼児等が1歳に達する日の属する月の翌月の初日から2歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは

、 1 歳に達する日の翌日

イ 対象幼児等が 2 歳に達する日の属する月の翌月の初日か
ら 3 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは

、 2 歳に達する日の翌日

ウ 対象幼児等が 3 歳に達する日の属する月の翌月の初日か
ら 4 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは

、 3 歳に達する日の翌日

エ 対象幼児等が 4 歳に達する日の属する月の翌月の初日か
ら 5 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは

、 4 歳に達する日の翌日

オ 対象幼児等が 5 歳に達する日の属する月の翌月の初日か
ら 6 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは

、 5 歳に達する日の翌日

カ 対象幼児等が 6 歳に達する日の属する月の翌月の初日か
ら 7 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは

、 6 歳に達する日の翌日

キ 対象幼児等が 7 歳に達する日の属する月の翌月の初日か
ら 8 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは

、 7 歳に達する日の翌日

ク 対象幼児等が 8 歳に達する日の属する月の翌月の初日か
ら 9 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは

、 8 歳に達する日の翌日

ケ 対象幼児等が 9 歳に達する日の属する月の翌月の初日か
ら 10 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは

、 9 歳に達する日の翌日

コ 対象幼児等が10歳に達する日の属する月の翌月の初日から11歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、10歳に達する日の翌日

サ 対象幼児等が11歳に達する日の属する月の翌月の初日から12歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、11歳に達する日の翌日

シ 対象幼児等が12歳に達する日の属する月の翌月の初日から同日以後の最初の3月31日までの間にあるときは、12歳に達する日の翌日

(2) 対象児童の保護者に対する助成にあつては、医療取扱機関において医療を受けた日が、1月から6月までの間にあるときはその医療を受けた日の属する年の前々年の所得、7月から12月までの間にあるときはその医療を受けた日の属する年の前年の所得とする。

3 前項第1号の場合において、同号アからサまでに定める日が1月から6月までの間にある対象幼児等又は同号シに定める日が4月2日から6月30日までの間にある対象幼児等であつて、それらの保護者の前年の所得の額が前々年の所得の額に達しないときは、同号に掲げる所得は、次の各号に掲げる対象幼児等については、当該各号に定める日の属する年の前年の所得とする。

(1) 1歳に達する日の属する年の7月1日から2歳に達する日の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、1歳に達する日の翌日

(2) 2歳に達する日の属する年の7月1日から3歳に達する日

の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、2
歳に達する日の翌日

(3) 3 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 4 歳に達する日
の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、3
歳に達する日の翌日

(4) 4 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 5 歳に達する日
の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、4
歳に達する日の翌日

(5) 5 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 6 歳に達する日
の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、5
歳に達する日の翌日

(6) 6 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 7 歳に達する日
の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、6
歳に達する日の翌日

(7) 7 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 8 歳に達する日
の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、7
歳に達する日の翌日

(8) 8 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 9 歳に達する日
の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、8
歳に達する日の翌日

(9) 9 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 10 歳に達する日
の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、9
歳に達する日の翌日

(10) 10 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 11 歳に達する日
の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、10

歳に達する日の翌日

- (11) 11歳に達する日の属する年の7月1日から12歳に達する日の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、11歳に達する日の翌日

- (12) 12歳に達する日の属する年の7月1日から同日以後の最初の3月31日までの間にある対象幼児等については、12歳に達する日の翌日

$\frac{3}{4}$ (本文省略)